

【事業者様向け】

「やくもスマイル商品券」発行要領

1. 名 称 やくもスマイル商品券（以下「商品券」）
2. 発 行 者 八雲町
3. 発行対象者 令和8年3月1日現在で八雲町に住民登録のある全町民
計 14, 300セット（概算）
4. 発 行 数 町民1人に対し20, 000円分を配布
(1セット20枚綴り 額面1, 000円×20枚)
5. 券 种 1種 全ての参加店舗で使用可能
6. 配 布 時 期 3月20日頃から順次発送
7. 使 用 期 間 令和8年8月31日まで
※使用期間を遵守いただきますよう、ご協力お願いいたします
8. 周 知 方 法 ①広報やくも折込チラシ 2月号・3月号
②取扱店表示を店頭又は店内に掲示
③商品券を配布する際に取扱事業者一覧表添付
④八雲町ホームページに掲載
9. 取扱店募集 公募制。（業種不問。）
一法人で複数の適用事業所を町内に有する場合は、事業所ごとに申請してください。
別紙の「取扱申請書兼誓約書」と「通帳の写し」を八雲商工会（本所または熊石支所）へ郵送またはFAXにて提出。申請にあたり、追加の提出書類を求める場合があります。
【申請可能対象事業者】
①町内に事業所を有する事業者であること
②「16. 使用対象外の商品」に記載されている商品およびサービスのみの取扱・提供をしている事業者でないこと
令和8年2月5日（木）～2月17日（火）
募集期間を過ぎた場合でも随時申請を受け付けますが、商品券配布時の取扱事業者一覧表への掲載はできかねますので予めご了承ください。（ホームページは随時更新します。）
申請に基づき、取扱事業者に認定したときは事業者に対し認定通知書、取扱店表示、換金請求書（以下「請求書」）、取扱要領を送付します（3月上旬予定）。
換金業務については、八雲商工会 本所および熊石支所 に委託します。
請求書に商品券（裏面に取扱事業所名を記載したもの）を添えて、八雲商工会（本所または熊石支所）へ請求。
一部事業者については、換金手数料が発生する場合があります。
原則、毎月5の付く日（5日・15日・25日・祝日の場合は翌日）を締日とし1週間以内に指定口座に振込みます。振込み手数料は八雲商工会が負担します。なお、振込案内はしません。
詳細スケジュールは後日送付する換金請求要領をご確認ください。
10. 募 集 期 間 11. 認 定 通 知
12. 換 金 請 求
13. 換 金 日
14. 取 扱 店 表 示
15. 注意事項
① 使用期限（令和8年8月31日）を過ぎた商品券は無効とします。
② つり銭は出せません。また現金との交換もできません。
③ 債務及び公共料金支払い、事業者間での取引（仕入れ代金の支払い等）には使用できません。
④ 事業主、又は従業員が自店舗で使用することはできません。
⑤ 各個店の換金状況によっては八雲町役場にて売上伝票等の確認をする場合があります。
⑥ 使用済みの商品券を他の取扱事業所で使用しないでください。
⑦ 本要領に反する行為を行った場合は、特定事業者の登録を取り消します。
16. 使用対象外の商品
① 金券類（米券・ビール券・図書券・ギフト券・切手・印紙、証紙、プリペイドカード等）
② たばこ、保険料、定期券、宝くじ、ギャンブル、コンビニエンスストア等による収納代行、宅配事業者等の代金引換、金融商品などに係る支払い。
③ 税金や社会保険料、公共料金の支払い（町指定ごみ袋を含む）
④ 電子マネーへのチャージに係る支払い
17. 使用期限後の取り扱いについて
最終請求日は令和8年9月15日（火）とし、それ以降の換金請求は一切受付いたしません。